



発行:飯能市教育委員会教育部生涯学習課(文化財担当)〒357-8501飯能市双柳1-1 Tel 042-973-2111

第19号 令和6年3月31日発行 平成18年3月31日創刊

今号は飯能の仏像最終回です！

●第19号は、「仏像」と「縄市」の2本立てです。

第17号からスタートした「飯能の仏像」シリーズも、ついに最終回となりました。今回は、中世の仏像をテーマに、飯能の中世仏を象徴するともいえる法衣垂下像についてご紹介し

ます。

また、飯能の歴史を語る上で欠かせない「飯能縄市」について、古文書からその謎に迫ります。

飯能の仏像Ⅲ 仏像の歴史・飯能の中世仏—法衣垂下像

飯能市文化財保護審議委員会委員
林 宏一

武家の時代を迎えた鎌倉時代以降も飯能市内では多くの仏像が造られました。阿弥陀の救済を頼み念仏の功徳を説いた法然や親鸞、一遍、法華経の徳による安心立命を説いた日蓮、持戒と修行により成仏道を志した叡尊や忍性、只管打坐、厳しい自己鍛錬によって仏の教えの真実を獲得しようとした栄西や道元等新時代の仏教界を切り拓いた教導者達の活動を背景に、新たな寺院の設立や仏像の造立が行われました。特に入宋僧や入朝僧により中国大陸から招来された禅宗は、その簡潔明快な教えと宋・元代の装飾的で世俗的な建築や美術工芸が武家階級を中心に好まれ、禅宗寺院の建立に併せ、いわゆる「唐様」と呼ばれる中国風の仏像が盛んに造立されるようになりました。それらの中で最も典型的な存在が法衣垂下像です。法衣垂下像は、幾重にも重ねた厚手の法衣の袖先や裾を鳥の翼のように長く台座下に垂らした姿からその名があり、中国宋・元代の仏画を手本にデザインされたものとみなされています。南北朝時代に最も流行をみためのもので、異国的でファッションナブルなその造形は、端正清雅な和様の美に慣れた人々の眼と心に少なからぬ衝撃を与え、拝



法光寺地藏菩薩坐像

むばかりでは無く、観賞することへの新たな喜びと快楽を与えたと考えられます。像の多くは、当時東国の都鎌倉に工房を構えて活発な造仏活動を展開していた鎌倉仏師の手になるもので、関東の中世彫刻を特色づける存在と云ってよいでしょう。飯能市内には、この法衣垂下像がたくさん遺されていて、さながら法衣垂下像の宝庫といった感があります。

それらの中でまずあげられるのは、坂石町分のそうとう曹洞宗のしゅうぜんさつ禅利法光寺本尊の地蔵菩薩坐像です。像内に至徳3年（1386）と南北朝時代の造立銘を持つことから、早くから世に知られ、昭和49年（1974）に埼玉県内の法衣垂下像の基準作として初の県指定文化財になっています。頭頂から垂下した法衣の裾先までの総高61.3cm、坐高は40.8cmとそれほど大きな像ではありませんが、目鼻立ち整ったりりめんぼう凛々しい面貌を見せ、左手に宝珠、右手に錫杖を執り、ずんぐりとした猫背の身体に複雑で装飾的な衣文を刻んだ厚手の法衣をまとい、法衣の裾を正面は短めに、左右両脇は鳥の翼のように長く台座下に垂らした姿は、斬新でファッション性に富んでおり、拝する人に視覚的な驚きを与えます。肉身部の漆箔、着衣の泥地彩色は後補のものに代わっていますが、ヒノキ材の寄木造、玉眼からなり、構造は大略頭たいかんぶ体幹部耳後で前後二材を寄せ、うちぐり内割のうえ三道やや下で割首とし、左右側面部や膝前部等に別材を寄せ、法衣の垂下部は正面と左右側面部の三材からなっています。像底は体幹部の周縁を残して浅く割り上げ、膝前部は深く割り上げた「上げ底式内割」の一変型ともいえる手法を用いています。注目されるのは、像底膝前材背面より左右に一对の円形柄穴を設けていることで、法衣垂下像の大半にこの仕様が認められることからすると、法衣垂下部に重心がかかりすぎ台座から滑り落ちる危険を防ぐために、これを台座に設けた柄に落とし込んで像と台座の固定を図った工夫と理解されます。昭和3年の修理の際に、像内から正徳3年（1713）の修理に関わる書付が発見され、次のような造立銘が註記されていました。「奉造立地蔵菩薩像／于時至徳三年丙寅五月十二日開眼畢／大檀那岡部新左衛門入道妙高／仏所若狭法眼／絵所詫磨掃部助入道淨宏」（／は改行位置）。像内にあった墨書銘を写したものと考えられますが、昭和3年の修理で頭部と体部が接着されてしまったため、現在この銘を直接確認することはできません。



長念寺聖観音菩薩坐像

この註記により、本像は至徳3年（1386）の5月に岡部新左衛門入道妙高を大檀那として、ぶつしよわかきほうげん仏所若狭法眼、えどころたくまかものすけしじょうこう絵所詫磨掃部助入道淨宏によって造立されたことが明らかとなりました。大檀那岡部新左衛門入道妙高の詳細は不明ですが、岡部氏は源平時代の武蔵武士岡部忠澄を祖とする一族で、戦国末期に飯能の小瀬戸村に土着したと『新編武蔵風土記稿』に見えており、以後飯能の山間部各所に分住したものらしく、法光寺の近く坂石には、忠澄が庵室を結んだことに始まる忠澄庵や彼の屋敷跡と称する場所も遺されていて、古くから岡部氏に所縁ある地であったことが窺われます。一方の像の作者仏所若狭法眼、絵所詫磨掃部助入道淨宏ですが、若狭法眼は他に活動歴が知られないものの、「仏所」とみえることから彫刻を担当した木仏師と判断され、その運慶様に倣った作風から鎌倉仏師と推定されます。絵所詫磨淨宏は当時鎌倉で有名な仏師であったらしく、

法衣垂下像の代表作として知られる永徳4年(1384)鎌倉市来迎寺地藏菩薩坐像の作者として名をみせるほか、鎌倉地方に遺るいくつかの法衣垂下像や唐様の仏像の作者としてその名を伝えています。詫磨は宅間とも称し、平安末期の都の名絵師為遠を祖に、三男為久以降鎌倉に下向して幕府や有力社寺の絵画制作に腕を振るった絵師の一派で、浄宏も絵所とあることからその系譜を継ぐ人物とみなされます。法光寺像の造像に際しては、彫刻は若狭法眼が担当し、浄宏は仕上げの彩色を受け持ったと理解されますが、あるいはそれだけではなく、法衣垂下像という特異なスタイルの像をより視覚的に整った立体に仕上げるための基本的なデザイン(図様)の作成に携わった可能性も考えられます。唐様仏像の作者として、鎌倉でその名を称えられた詫磨浄宏の本当の姿はそんなところにあったように思われます。

法光寺像に前後して多くの法衣垂下像が造立されました。白子長念寺観音堂本尊聖観音菩薩坐像、川寺大

光寺虚空蔵堂秘仏本尊虚空蔵菩薩坐像(以上県指定文化財)、赤沢金錫寺旧円通寺本尊宝冠釈迦如来坐像、赤沢金錫寺本尊地藏菩薩坐像、飯能善導寺観音堂本尊聖観音菩薩坐像(以上市指定文化財)はその代表例で、近年調査の機会があった岩沢見光寺地藏菩薩坐像等もこれに列びます。長念寺像は総高87.7cm 坐高58.2cmとやや大柄で、宮廷女房を想わせる妖艶清らかな姿は法衣垂下像中屈指の美作にあげられます。法光寺像に近い作風を見せる大光寺像は総高64.2cm、坐高46.3cm、その端正優美な姿は様式的にも彫刻的にも極めて高い完成度を見せており、法衣垂下像の典型作と評価されます。金錫寺本尊像も総高50.4cm、坐高30.3cmと小柄ながら、若々しさに溢れた端麗精緻な仕上がりを見せる秀作と云えます。

以上、飯能市内に遺る法衣垂下像の概略を紹介してきました。なぜこれほどの法衣垂下像が集中して伝来するのか、その謎の探求はこれからの課題です。

古文書から読み解く飯能縄市

飯能市立博物館
学芸員 尾崎 泰弘

「飯能縄市」という歴史用語自体は、実は広く江戸時代の文書に見られるわけではありません。『新編武蔵風土記稿』の高麗郡「総説・村市所出」のところに、「飯能縄市」の記載があります。それは以下のとおりです。

「縄筵を第一とす、近世青梅編・川越絹・太織綿等の類を出す、此市の起こりは縄筵をもて始まりしなれば、世に聞へて飯能縄市の唱あり…」

私が知る限り「飯能縄市」はここにしか出てきません。飯能の「市(いち)」という「飯能市(はんのうし)」と紛らわしいので、近世に始まる飯能の定期市のことを便宜上「飯能縄市」と言っておりますが、このことは注意しておく必要があります。

また飯能の定期市(以下「飯能縄市」の語を用います)について記した古文書も決して多いわけではありません。ここでは代表的なものを2点ご紹介します。

1つは明和7(1770)年7月の「乍恐以書付奉願上候」(大河原文子家文書)で、上市場の平兵衛ほか26名が

儀右衛門ほか下市場の者34名を相手取り、下市場の者が市日を守らないと領主である久留里藩黒田家の役所に訴えたものです。ここからわかるのは、飯能縄市は、上市場と下市場に分かれ、市日の間隔が上市場、下市場で公平になるように設定されていることです。また、この争論では、下市場の者たちが、上市の市日にもかかわらず、自分たちの「庭」(商家の前の空き地)を貸したりして商人を引き付けているため、上市場は繁昌せず、本来商家の収入になるはずの庭銭(場所代)、口銭(仲介手数料)、雑用などが減ってしまうということが問題になっています。つまり、飯能の商人たちにとって、庭銭、口銭、雑用などの「助成」も大きな収入になっていたことがわかります。

それともう一つ注目したいのが、上市場の商家では「町並同様」の年貢を上納しているため、困窮していると訴えている点です。久下分村の明治元(1868)年の年貢割付状や文政元(1818)年の名寄帳などから、「町並」

の年貢は高く、「脇屋敷」はそれよりも低く設定されていたことがわかります。「脇屋敷」とは屋敷すなわち元々商家が建っていたところの脇(続き)を示し、元は畑だったため安い年貢になっていると思われます。上市場は、下市場の者たちが市日を守らないことで、結果的に上市場の者たちには助成が入らないうえ、高い年貢によって困窮している、と主張しているのです。上市場は上町(三丁目)と中町(弐丁目)の一部、下市場は中町の一部と下町(一丁目)からなり、現在一丁目に属する範囲が他よりも広いこともふまえると、下町は元々畑だったところに商家が立つようになり、東へ向かって拡大していったことが推測されます。

もう一つは、飯能縄市内で市が開かれる空間についての史料です。それは安永10(1781)年の争論で、能仁寺に伝来している古文書に見ることができます。ここでは明和7年同様、市日を守らない者が現れ、上・下市の区別がなくなっていることを上市場の者たちが問題視していることは変わりません。この頃の飯能縄市は近隣から多くの商人たちがやってきて賑わっていたようで、これまでのような市の境を厳密にしていると彼等を配置する場所が足りなくなり、市が繁昌しなくなることを避けたかったためか、新たな決まり(定メ)が書き記されます。

この争論で興味深いのは中町において見世を張ることのできる空間が示されている点です。それは「内見世」「庇下」「庇外」「大道」で、それを模式的に表したのが

下の図になります。ただしこれらがどの空間を指すかについては、文書の中に具体的に記されているわけではなく、近世における他の市の事例からの類推になります。

「内見世」は商家の中の見世、大道は往来(通り)であることは容易に想像が付くのですが、「庇」ははっきりしません。商家の下屋を指すと考えるのが普通ですが、明治10年以前に撮影された大通りの写真(宮内庁書陵部蔵「武州高麗郡飯能町之景」)には、商人が見世を開くことができそうな広い下屋を持つ家はほとんどありません。「付庇」といわれる空間のあったことが小能家文書「市見世場出入一件」の中に出ており、夜の間に取り外すことのできる程度のものであったことがわかっています。あるいは庇とはこれを指す可能性もありますが、はっきりしません。

近年、気になっているのが、飯能縄市における真能寺村の位置づけです。市場争いで真能寺村が当事者としては出てくる史料は今のところ見つかっていません。ただ『新編武蔵風土記稿』の挿絵には、大通りより分岐している幅の狭い道(現在の飯高通り)に見世が開かれている様子が描かれています。飯能の市における真能寺村の位置づけがどのようなものだったのか、今後はこういったことも含め調査を進めていきたいと考えています。まだまだわからないことが多いのが、飯能縄市なのです。

